

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和8年5月7日（木） 午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外2件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の策定について
申請人 富山県農地中間管理機構
公益社団法人富山県農林水産公社
理事長 佐藤 一絵

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

（出席農業委員・5名）
松井 滋樹、澤田 博行、江下 博、高橋 美彦、新村 剛
（出席推進委員・8名）
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義
（欠席委員・3名）
中屋 作之、石原 忠則、杉本 久美子

5. 事務局（3名）

北野事務局長 村田係長、小林主事

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 本日、中屋委員、石原委員、杉本委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、高橋 美彦委員、松井 滋樹委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第4号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●● 田 外1筆 です。
申請地は、●●●●に面した農地です。
申請者は、●●●●で30町弱の水稻を耕作しているほか、●●●●・
●●●●・●●●●等でも7.5町ほど委託を受けて水稻を耕作しています。
この度、譲渡人が●●●●に居住し、市に戻る見込みがなく自ら耕作する
こともできず、耕作者に譲渡することを相談したところ、関係者と協議が
整い今回申請されました。取得後も譲受人が引き続き水稻を耕作します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

事 務 局 中屋委員より伝言を預かっております。所有権移転には問題ないとのこ
とです。

岩田推進委員 5月1日に現地確認に行って来ました。所有権移転には問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 （議案第4号2番について朗読及び説明）
申請地は、●●●● 田 です。
申請地は、●●●●地内の農道に面した農地です。
この農地につきましても、議案第4号1番と同様の申請理由になります。
譲渡人が議案第4号1番の●●●●で、こちらも現在譲受人が既に耕作し
ているところですが、耕作者に農地を譲渡したいということで、関係者と
協議が整い今回申請されました。取得後も譲受人が引き続き水稻を耕作し

ます。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

事 務 局 石原委員より伝言を預かっております。所有権移転には問題ないとのことです。

浦田推進委員 現在も耕作されていますし、議案第４号１番の譲渡人と●●●●が同じだったため、●●●●から考え●●●●かなと推測しました。所有権移転には問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第４号３番について朗読及び説明)
申請地は、●●●● 田 です。
申請地は、●●●●に面した農地です。
申請者は●●●●の●●●●により●●●●、一時的に●●●●に身を寄せています。●●●●でも農機具を揃え野菜類を栽培していましたが、●●●●により全て消失されました。この度、●●●●で余生を過ごすため、申請地の隣接地に住居を建てることを計画し、それに併せ、分筆した残りの農地で家庭菜園をするために申請されたものです。竿畑形状になっているのは前面道路からの農機具等の進入路を設けるためです。取得後は耕運機等を購入又はリースで取得し、季節野菜を栽培する予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

事 務 局 石原委員より伝言を預かっております。所有権移転には問題ないとのことです。

浦田推進委員 現地確認に行って来ましたが、移転理由が農地開設とのことで、前面道路が行き止まりになる場所ですが家庭菜園程度であればその場所でもできるのではないかと理解しました。農地開設については問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第５号１番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●に面した農地です。
申請地は、用途地域内である第１種中高層住居専用地域内の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、住宅用地です。
この場所に土地を求めた理由については先ほどの議案第４号３番で述べたとおり、●●●●の●●●●により●●●●ためです。住環境に優れた申請地が知り合いの農地であり、譲っても良いと言われたことから協議を行い申請されたものです。なお、住居として面積が大きいのは平屋建てであることと火災の延焼を考慮したためです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

事 務 局 石原委員より伝言を預かっております。転用には問題ないとのことです。

浦田推進委員 住宅を建てることには問題ありません。

黒田推進委員 この土地は盛土をすると思うのですが、議案第４号３番の農地の方も盛土をするのでしょうか。

事 務 局 元々この農地は前面道路と高低差がほとんど無い状態になっていますので、盛土や切土は必要最低限のみ行う予定としており、議案第４号３番の農地については耕運機等を使用して自ら耕し、野菜等を栽培していくと聞いております。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可相当として県に進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第 6 号について朗読及び説明）

5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。農地中間
管理事業の推進に関する法律の規定により、6 ページのとおり富山県農地
中間管理機構が策定した農用地利用集積等促進計画について、7 ページの
意見書様式にて農業委員会の意見を求められているものです。8 ページを
ご覧ください。今回の合計面積は浜・北・東加積地区で 31 筆、53,527 m²
です。この内訳については 9 ～11 ページに記載しています。貸し手は中間
管理機構、借り手は各加積地区の中心経営体の方々です。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

 （各委員から「異議なし」の発言あり）

 それでは、この件については意見なしとして富山県農地中間管理機構へ
回答することとします。

その他

- ・ 農地利用の最適化の推進の状況について
- ・ 農業者年金の加入促進について
- ・ 農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 20 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員